

専決処分の報告について
(令和6年度市営住宅明渡等請求訴訟提起)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月10日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、那覇市営住宅条例に関する訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和7年1月21日

那覇市長 知念 覚

1 事 件 名 令和6年度 市営住宅明渡等請求訴訟提起

2 相 手 方

名義人 住所 那覇市繁多川3丁目4番40号
繁多川市営住宅

氏名

3 理 由

家賃等の高額滞納（那覇市営住宅条例第42条第1項第2号）

滞納額及び滞納月数 996,070円（26ヵ月）